



「LT会」会報第24-6号（総260号）

上海良図商務諮詢有限公司（LTCC）

『刑法改正案(12)』民間企業内の不正行為への刑事責任追及を強化

『刑法改正案(12)』は2023年12月29日に第14回全国人民代表大会常務委員会会議で審議、可決された。同改正案では七つの罪名が修正されたが、そのうち不法に同種業を経営する罪、親族・友人のために不法に利益を得る罪、私利目的による国有資産低価格株式換算・売却罪などの三つの罪名が企業不正行為に関連するものであり、罪の適用範囲が「国有会社・企業」関係者だけでなく民間企業を含むすべての企業に拡大された。

1、不法に同種業を経営する罪

現行『刑法』の犯罪主体は「国有会社・企業」の「董事（取締役）、総経理」に限定されているが、『刑法改正案(12)』ではその範囲を「すべての企業の董事、監事（監査役）、高級管理職」に拡大された。また、中国『会社法』によると、「高級管理職」とは、「会社の総経理、副総経理、財務責任者、上場会社の董事会秘書及び会社定款に規定するその他の人員」を指す。

現行『刑法』の関連規定	『刑法改正案(12)』
第165条 国有の会社又は企業の董事、総経理が、職務上の便宜を利用し、その在職する会社又は企業との同類の営業を自ら経営し、又は他人のために経営して、不法な利益を取得し、金額が巨額である場合には、3年以下の有期徒刑もしくは拘役に処し、罰金を併科し、又は罰金を単科する。金額が特に巨額である場合には、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。	第165条 国有の会社又は企業の 董事、監事、高級管理職 が、職務上の便宜を利用し、その在職する会社又は企業との同類の営業を自ら経営し、又は他人のために経営して、不法な利益を取得し、金額が巨額である場合には、3年以下の有期徒刑もしくは拘役に処し、罰金を併科し、又は罰金を単科する。金額が特に巨額である場合には、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。 その他の会社又は企業の董事、監事、高級管理職が法律、行政法規の規定に違反し、前項の行為を実施し、会社又は企業の利益に重大な損失を被らせた場合には、前項の規定により処罰する。

2、親族・友人のために不法に利益を得る罪

現行の『刑法』は、市場価格に見合わない価格で商品を購入・販売し、又は不合格商品を購入した場合にのみ本罪が成立するが、『刑法改正案(12)』は犯罪主体の範囲を国有会社・企業の関係者のみならず、その他の会社又は企業の関係者まで拡大し、対象も「商品」から「商品+サービス」に拡大した。

現行『刑法』の関連規定	『刑法改正案(12)』
第166条 国有の会社、企業、事業単位の職員が、職務上の便宜を利用し、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、国の利益に重大な損失を被らせた場合には、3年以下の有期徒刑もしくは拘役に処し、罰金を併科し、又は罰金を単科する。国の利益に特に重大な損失を被らせたに至った場合には、3年以上7年以下の有期徒刑を処し、罰金を併科する。 (1) 当該単位の営利業務を自己の親族・友人に引き渡	第166条 国有の会社、企業、事業単位の職員が、職務上の便宜を利用し、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、国の利益に重大な損失を被らせた場合には、3年以下の有期徒刑もしくは拘役に処し、罰金を併科し、又は罰金を単科する。国の利益に特に重大な損失を被らせたに至った場合には、3年以上7年以下の有期徒刑を処し、罰金を併科する。 (1) 当該単位の営利業務を自己の親族・友人に引き渡

**SUPPORTING
CHINA
BUSINESS**

<p>して経営をさせたとき</p> <p>(2) 市場価格より明らかに高い価格で自己の親族・友人が経営管理する単位から商品を購入し、又は市場価格より明らかに低い価格で自己の親族・友人が経営管理する単位に対して商品を販売したとき</p> <p>(3) 自己の親族・友人が経営管理する単位から不合格商品を購入したとき</p>	<p>て経営をさせたとき</p> <p>(2) 市場価格より明らかに高い価格で自己の親族・友人が経営管理する単位から商品を購入し又はサービスを受け、若しくは市場価格より明らかに低い価格で自己の親族・友人が経営管理する単位に対して商品を販売し又はサービスを提供したとき</p> <p>(3) 自己の親族・友人が経営管理する単位から不合格商品を購入し又は不合格なサービスを受けたとき その他の会社又は企業の職員が法律、行政法規の規定に違反し、前項の行為を実施し、会社又は企業の利益に重大な損失を被らせた場合には、前項の規定により処罰する。</p>
--	--

3、私利目的による国有資産低価格株式換算、売却罪

本条項も、犯罪主体の範囲を「国有会社・企業の職員」から、「その他の会社・企業の職員」まで拡大している。

現行『刑法』の関連規定	『刑法改正案(12)』
<p>第169条 国有の会社、企業又はその上級主管部門の直接に責任を負う主管者が、私利をはかり、国有資産を低価格で株式に換算し、又は低価格で売却し、それにより国の利益に重大な損失を被らせた場合には、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。国の利益に特に重大な損失を被らせるに至った場合には、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。</p>	<p>第169条 国有の会社、企業又はその上級主管部門の直接に責任を負う主管者が、私利をはかり、国有資産を低価格で株式に換算し、又は低価格で売却し、それにより国の利益に重大な損失を被らせた場合には、3年以下の有期徒刑又は拘役に処する。国の利益に特に重大な損失を被らせるに至った場合には、3年以上7年以下の有期徒刑に処する。</p> <p>その他の会社又は企業の直接に責任を負う主管者が、私利をはかり、会社又は企業の資産を低価格で株式に換算し、又は低価格で売却し、それにより会社又は企業の利益に重大な損失を被らせた場合には、前項の規定により処罰する。</p>

上記3つの罪名はいずれも特殊主体犯罪(企業内部職員)であるが、その内部職員の範囲は「董事、監事、高級管理職」「一般従業員」「直接責任者」などと異なっている。このように規定する趣旨は、当該罪を遂行した客観的行為に対応することである。「不法に同種業を経営する罪」を例にとると、「その在職する会社又は企業との同類の営業を自ら経営し、又は他人のために経営して、不法な利益を取得する」に至るためには、一般的に不正行為者の職務が高いことが必要で、社内の誰もが実施できるものではない。一方、「親族・友人のために不法に利益を得る罪」では、社内の誰もが購買、販売行為を行うことができる。

また、これらの罪名を今後の司法実務にどのように適用するかは、重要な問題となる。例えば、「直接責任者」をどのように明確に定義するか、「親族・友人のために不法に利益を得る罪」に新たに追加された「法律、行政法規の規定に違反する」をどのように理解するかなどの問題については、引き続き関連する司法解釈に関心を払う必要があるだろう。

会社の経営幹部や業務担当者が不正防止を怠ることは、刑事犯罪を招く恐れがある。各クライアント企業におかれては社内不正に対するコンプライアンス管理・研修を強化いただく必要があると言えよう。

以上